広島県告示第九百五十九号

とおり保安林の指定を解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定によって、 次の

令和七年十一月十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一解除に係る保安林の所在場所

広島市安芸区矢野町字発喜山九一三の一 (次の図に示す部分に限る。

一 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、 その図面を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置

いて縦覧に供する。)